

公立学校共済組合静岡支部・静岡県教職員互助組合 事業一覧表

令和7年4月1日現在

1 掛金等

(1) 共済組合掛金 $\frac{\text{標準報酬月額 (給料月額+実際に支給された手当等)} \times \text{標準期末手当等の額 (期末手当等の支給総額)}}{\text{標準報酬月額 (給料月額+実際に支給された手当等)}} \times \text{掛金率}$

掛金率表

(単位：千分率)

短期給付	介護保険	福祉事業	長期給付		合計	
			厚生年金	退職等年金	介護あり	介護なし
46.6	8.04	1.41	91.5	7.5	155.05	147.01

※短期組合員及び船員短期組合員は、短期給付、介護保険、福祉事業に係る掛金のみ徴収。

※短期給付に係る掛金について、船員組員・船員短期組員は 45.08、後期高齢者医療保険の被保険者である組員は 3.78 に読み替える。

(2) 互助組合掛金 給料月額 × 掛金率

掛金率表

(單位：千分率)

短期掛金	長期掛金	特別積立金會費	退職互助部會費	合計
6.0	3.0	5.0	1.0	15.0

※ 互助組合掛金のうち9.0/1000は
退職(退会)したときに在職期間分を
退職慰労金として支給
「組合員が退職(退会)したとき」を参照

※ 短期組合員（任用期間の定めがある者）は、短期掛金のみ

2 給付等

病気やけがをして医療機関等にかかったとき（マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき）

適 用	共済組合	互助組合																		
組 合 員	療養の給付 医療費（外来・入院）の7割 70歳以上75歳未満は8割。ただし、現役並所得者（標準報酬月額280,000円以上）は7割 入院時食事療養費 総食事費から食事療養標準負担額を控除した額 訪問看護療養費 指定訪問看護に要した費用の7割 70歳以上75歳未満は8割。ただし、現役並所得者（標準報酬月額280,000円以上）は7割 高額療養費 同一の月に、同一の医療機関で診療を受け、その自己負担額（医療費（保険適用）の3割）が、35,400円、57,600円、80,100円、167,400円又は252,600円を超えたときに、自己負担（医療費（保険適用）の3割）から、下記の自己負担限度額を控除した額 高額療養費＝医療費×0.3（自己負担分）－自己負担限度額 高額療養費の自己負担限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 表記</th><th>標準報酬月額</th><th>自己負担限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td><td>83万円以上</td><td>252,600円＋（医療費－842,000）×1％ 【多数回該当 140,100円】</td></tr> <tr> <td>イ</td><td>53万円以上 83万円未満</td><td>167,400円＋（医療費－558,000）×1％ 【多数回該当 93,000円】</td></tr> <tr> <td>ウ</td><td>28万円以上 53万円未満</td><td>80,100円＋（医療費－267,000）×1％ 【多数回該当 44,400円】</td></tr> <tr> <td>エ</td><td>28万円未満</td><td>57,600円 【多数回該当 44,400円】</td></tr> <tr> <td>オ</td><td>低所得者 （住民税非課税）</td><td>35,400円 【多数回該当 24,600円】</td></tr> </tbody> </table> ※ マイナ保険証等を利用した場合又は事前に「限度額適用認定証」を交付申請し医療機関等に提示すると現物給付扱いとなり、高額療養費の窓口負担が免除される。	区分 表記	標準報酬月額	自己負担限度額	ア	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000）×1％ 【多数回該当 140,100円】	イ	53万円以上 83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000）×1％ 【多数回該当 93,000円】	ウ	28万円以上 53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000）×1％ 【多数回該当 44,400円】	エ	28万円未満	57,600円 【多数回該当 44,400円】	オ	低所得者 （住民税非課税）	35,400円 【多数回該当 24,600円】	療養費 組合員が保険適用の療養を受け自己負担が生じたときに、自己負担額から3,400円を控除し、0.95を乗じた額を給付 療養費＝（自己負担額－3,400円）×0.95 ※ 共済組合からの給付金、国又は地方公共団体からの公費助成金を除いて算定する（算定額の100円未満切り捨て） ※ 算定額の300円以上が給付対象 （自動給付）
区分 表記	標準報酬月額	自己負担限度額																		
ア	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000）×1％ 【多数回該当 140,100円】																		
イ	53万円以上 83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000）×1％ 【多数回該当 93,000円】																		
ウ	28万円以上 53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000）×1％ 【多数回該当 44,400円】																		
エ	28万円未満	57,600円 【多数回該当 44,400円】																		
オ	低所得者 （住民税非課税）	35,400円 【多数回該当 24,600円】																		

適 用		共済組合	互助組合
組 合 員	一部負担金払戻金 医療費（保険適用）の3割から25,000円（複数の医療費を合算して高額療養費を算定するとき又は上位所得者は50,000円）を控除して給付（100円未満は切り捨て） ※上位所得者・・・標準報酬月額530,000円以上の者 (自動給付)		
被扶養者	家族療養の給付 医療費（外来・入院）の7割 ※ 義務教育就学前までは8割 ※ 70歳以上75歳未満は8割 ただし、現役並所得者 (標準報酬月額280,000円以上)は7割 入院時食事療養費 総食事費から食事療養標準負担額を 控除した額 家族訪問看護療養費 指定訪問看護に要した費用の7割 ※ 義務教育就学前までは8割 ※ 70歳以上75歳未満は8割 ただし、現役並所得者 (標準報酬月額280,000円以上)は7割 高額療養費 組合員の欄参照 家族療養費附加金 医療費（保険適用）の3割(※参照)から25,000円(複数の医療費を合算して高額療養費を算定するとき又は上位所得者は50,000円)を控除して給付（100円未満は切り捨て） なお、乳幼児・こども医療費助成対象者は除く ※ 義務教育就学前までは2割 ※ 70歳以上75歳未満は2割 ただし、現役並所得者 (標準報酬月額280,000円以上)は7割 (自動給付)		家族療養費 組合員の療養費と同じ (自動給付)
やむを得ない事情でマイナ保険証又は資格確認書等を使用できなかったとき又は治療用器具・はり・きゅう等医師が治療上必要と認めたとき			
適 用		共 済 組 合	互 助 組 合
組 合 員	療養費 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき(マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき)」療養の給付参照 (治療用器具・はり・きゅう等は医師が治療上必要と認めたとき) 高額療養費・一部負担金払戻金 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき(マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき)」を参照 移送費 実費相当額（一部負担金払戻金の支給なし）		療養費 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき」を参照 (自動給付)
被扶養者	家族療養費 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき(マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき)」家族療養の給付参照 (治療用器具・はり・きゅう等は医師が治療上必要と認めたとき) 高額療養費・家族療養費附加金 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき(マイナ保険証又は資格確認書等を使用したとき)」を参照 家族移送費 実費相当額（家族療養費附加金の支給なし） (請求により給付)		家族療養費 「病気やけがをして医療機関等にかかったとき」を参照 (自動給付)

子供が生まれたとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	出産費 産科医療補償制度に加入している 医療機関等での出産 500,000 円 産科医療補償制度に加入していない その他の医療機関等での出産 488,000 円 ※ 資格喪失後 6 か月以内の出産も含む 出産費附加金 50,000 円	出産手当金 子ども一人につき 25,000 円 妊娠 12 週以上の死産・流産も適用 配偶者の出産にも適用 (請求により給付)
被扶養者	家族出産費 産科医療補償制度に加入している 医療機関等での出産 500,000 円 産科医療補償制度に加入していない その他の医療機関等での出産 488,000 円 家族出産費附加金 50,000 円 (請求により給付)	

本人又は被扶養者が死亡したとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	埋葬料 50,000 円 埋葬料附加金 25,000 円 ※ 被扶養者がいないときは、埋葬を行った者に上記の範囲内で埋葬に要した費用を支給 ※ 退職後 3 か月以内に死亡したとき（埋葬料附加金を除く）も含む 弔慰金 水震火災等の非常災害で死亡したとき、給付が生じた月の標準報酬月額と同じ額を遺族に支給	死亡弔慰金 200,000 円 加入後 1 年未満の場合 100,000 円
被扶養者	家族埋葬料 50,000 円 家族埋葬料附加金 25,000 円 家族弔慰金 水震火災等の非常災害で死亡したとき、給付が生じた月の標準報酬月額に 100 分の 70 を乗じた額を組合員に支給 (請求により給付)	配偶者弔慰金 100,000 円 (請求により給付)

傷病等のため休職し報酬（給料＋諸手当）の全部又は一部が支給されないとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	傷病手当金 公務によらない病気又は負傷による療養のため引き続き勤務に服することができないときに、勤務に服することができなくなった日 1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 を乗じた額を「同一の傷病」につき 1 年 6 か月間（結核は 3 年間）の範囲内で支給（報酬が支払われている場合は、「報酬月額」と「傷病手当金給付日額」を比較し調整する） 【参考】 標準報酬月額・標準報酬月額に 22 分の 1 を乗じた額（10 円未満の端数四捨五入） 傷病手当金附加金 傷病手当金と同一の給付で、傷病手当金支給期間終了後、6 か月の範囲内で支給（在職中に限り支給） 給付額については傷病手当金と同じ (請求により給付)	傷病見舞金 給料が減給・無給になったとき 減給休職者 月額 20,000 円 無給休職者 月額 20,000 円に掛金及び会費相当額を附加した額 (自動給付) 障害見舞金 疾病又は負傷により、身体に障害を受けたとき 身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号身体障害者障害程度等級表により支給 50,000 円～200,000 円 (請求により給付)
組 合 員	出産手当金 女子組合員が休職し、報酬の全部又は一部が支給されない期間に出産予定日があるとき、1 日につき標準報酬日額（傷病手当金【参考】の 3 分の 2 を乗じた額を出産の日以前 42 日間、出産の日以後 56 日間の範囲内で支給） 【参考】 標準報酬月額・標準報酬月額に 22 分の 1 を乗じた額（10 円未満の端数四捨五入） (請求により給付)	

組合員が欠勤のため報酬（給料＋諸手当）が支給されなくなったとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	休業手当金 一定の事由により欠勤し、報酬の全部が支給されない場合等に支給（標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の50に日数を乗じた額） 被扶養者の病気又は負傷 全期間 配偶者の出産 14日 不慮の災害 5日 組合員の婚姻、配偶者の死亡、被扶養者の婚姻若しくは葬祭 7日 通信教育の面接授業 全期間 被扶養者でない配偶者及び一親等の親族の病気又は負傷 14日 （請求により給付）	給付なし

育児休業を取得したとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	育児休業手当金 育児休業を取得した場合、育児休業をした日数が180日に達する日までの期間は、支給の対象となった日1日につき標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の67を乗じた額、180日を越える期間は、標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の50を乗じた額と、給付上限相当額（※参照）を比較し、低い額を対象となる子どもの満1歳誕生日前日までの期間支給 ※ 給付上限相当額 （支給率が100分の50の場合） R4.8.1～：10,356円／R5.8.1～：10,520円／R6.8.1～：10,697円 （支給率が100分の67の場合） R4.8.1～：13,878円／R5.8.1～：14,097円／R6.8.1～：14,334円 （請求により給付） 育児休業支援手当金 子の出生後（女性は産後休業後）から56日以内に、組合員及びその配偶者（配偶者のない組合員は、組合員のみ）が14日以上の子の育児休業を取得した場合に、組合員の休業期間につき28日間を限度に、標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の13（上限あり）を支給する。 （請求により給付）	給付なし ※ 育児休業期間中の掛金等は免除

育児短時間勤務等をするとき

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	育児時短勤務手当金 組合員が、2歳未満の子を養育するため育児短時間勤務等をして減収となった場合、育児短時間勤務等の開始日が属する月から終了日が属する月までの各月（初日から末日まで引き続いて組合員であり、育児休業手当金等が支給される休業をしなかった月に限る）について、減収後の報酬の10%相当額（減収後の報酬の額が、標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の90相当額以上100分の100相当額未満である場合、超過割合に応じた通減率を乗じた額）を支給する。 （請求により給付）	

介護休暇を取得したとき

適用	共済組合	互助組合
組 合 員	介護休業手当金 介護休業を取得した場合、支給の対象となった日1日につき標準報酬月額（傷病手当金【参考】参照）の100分の67を乗じた額と給付上限相当額（※参照）を比較し、低い額を支給（介護休業の日数を通算して66日を越えない期間） ※ 給付上限相当額 R4.8.1～：15,266円／R5.8.1～：15,313円／R6.8.1～：15,778円 （請求により給付）	介護休業給付金 介護休業を取得し、給料の全部又は一部が支給されないとき 月額20,000円又は10,000円 （請求により給付）

災害にあったとき		
適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	災害見舞金 損害の程度により、給付が生じた月の標準報酬月額0.5か月分から3か月分を支給 (請求により給付)	災害見舞金 5,000円～300,000円 (請求により給付)

【時効】 共済組合の短期給付金は、給付事由発生日から2年以内に請求を行わなかった場合、時効により給付を受けられなくなる
 互助組合の給付は、給付事由発生日から1年以内に請求を行わなかった場合、給付請求の期限により給付を受けられなくなる
 ただし、療養費及び家族療養費は、2年以内（令和6年診療分から）

組合員が結婚したとき		
適 用	共済組合	互助組合
組 合 員		結婚祝金 25,000円 (退職後3か月以内の結婚にも適用) (請求により給付)

組合員が退職(退会)したとき		
適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	任意継続組合員（退職後の医療保険制度） 退職の日の前日まで引き続いて1年以上(退職日まで1年と1日以上)組合員であった者が任意継続掛金・介護掛金を納付することにより加入（介護掛金は40歳以上65歳未満のみ徴収） ※ 加入期間は2年間を限度 ※ 令和4年10月1日に全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者から引き続き共済組合の組合員となった者は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者期間を含め1年以上(退職日まで1年と1日以上)の期間が必要 (申込により加入)	退職慰労金 特別積立金退会金 退職互助部退会金 (請求により給付) ※ 短期組合員（任用期間の定めがある者）は、対象外

3 健康診断等

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	人間ドック 受診対象者 事業実施年度の4月1日現在、35、38、41、42、43、44、46、47、48、49、51、52、53、54、56、57、58歳及び60歳以上の組合員で受診を希望する者（任意継続組合員及び受診日前に組合員の資格を喪失した者を除く）※臨時的任用職員等については、4月1日現在組合員であり、かつ1年以上の任用が見込まれる者に限る 共済負担額 30,000円 健診機関 共済組合が指定した医療機関から受診希望者が選択 検査項目 胸部X線検査、診察、腹囲・身体・視力検査、聴力検査、血圧測定、尿検査、胃X線検査、血液検査、心電図検査、便潜血反応検査その他各健診機関が定める検査項目 (申込により受診) 脳ドック 受診対象者 事業実施年度の4月1日現在、41、46、51、56歳及び61歳の組合員で受診を希望する者（任意継続組合員及び受診日前に組合員の資格を喪失した者を除く）※臨時的任用職員等については、4月1日現在組合員であり、かつ1年以上の任用が見込まれる者に限る 共済負担額 15,000円 健診機関 共済組合が指定した医療機関から受診希望者が選択 検査項目 MRI・MRA検査（頭部断層撮影・頭部血管撮影による画像診断）及びその他各健診機関が定める検査項目	健康診断助成金事業 組合員 ・地方自治体が実施する検診等を受診した際の費用について、1人当たり1年度につき7,000円を限度に助成(7,000円に満たない場合は実費) ・健康診断が受診可能な実施機関を組合員が選択 ≪検査項目≫ ・大腸がん検診 ・前立腺がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・PCR検査 ・歯周病健診 ・肝炎検査 ・骨粗しょう症検査 ・PET ・法定外のがんスクリーニング検査 (請求により助成) 38歳以下被扶養配偶者 (事業実施年度の4月1日現在、38歳以下の被扶養配偶者対象) ≪検査項目≫ ・特定健康診査で定める検査項目及び地方自治体を実施する子宮頸がん検診を受診した際の費用について、1人当たり1年度につき5,000円を限度に助成(5,000円に満たない場合は実費) (請求により助成) 予防接種助成 助成対象者 予防接種日に組合員である者 助成内容 インフルエンザ・おたふくかぜ・麻疹・風しん・帯状疱疹・

	※ 健診機関により人間ドックとの同日受診が可能 (申込により受診) 直営病院 福祉事業の一環として全国に8つの直営病院を運営し、質の高い医療を提供するとともに人間ドックなどの健康管理事業を実施 ※東北・関東・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州中央病院 (直接利用等)	新型コロナ(有料の場合)の各予防接種を受けた場合に、1人当たり1年度につき1回、予防接種ごと2,000円を限度に費用を助成する (請求により助成)
適 用	共済組合	互助組合
組 合 員 被扶養者	特定健康診査(短期組合員) 受診対象者 4月1日現在に短期組合員(通年加入)であり、当該年度内に40歳以上75歳以下の年齢に達する者で、生活習慣病健診、指定年齢健診、人間ドックを受診することができない者に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を行う 自己負担 共済組合が負担するため自己負担なし (共済組合より特定健康診査・特定保健指導セット券を配付) 実施機関 共済組合が指定した医療機関から受診希望者が選択 検査項目 既往歴調査、理学的検査、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査等 (共済組合より特定健康診査・特定保健指導セット券を配付) 特定保健指導(組合員・短期組合員) 利用対象者 定期健康診断(人間ドック、指定年齢健診及び生活習慣病健診)及び特定健康診査の結果、糖尿病等の生活習慣病の発症リスクのある40歳以上の者 自己負担 共済組合が負担するため自己負担なし 実施機関 次のいずれかにより実施 ・人間ドック及び指定年齢健診時特定保健指導 (共済組合が指定した医療機関) ・訪問型特定保健指導 実施内容 保健指導の専門的知識を有する保健師、管理栄養士等が、生活習慣改善のサポートを行う (実施機関等の勧奨等により利用) 特定健康診査(被扶養者・任意継続組合員) 受診対象者 4月1日現在において被扶養者又は任意継続組合員であり、当該年度内に40歳以上75歳以下の年齢に達し、かつ年間を通じて認定又は加入している者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した検査項目での健康診査を行う 自己負担 共済組合が負担するため自己負担なし 実施機関 共済組合が指定した医療機関から受診希望者が選択 検査項目 既往歴調査、理学的検査、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査等 (共済組合より特定健康診査・特定保健指導セット券を配付) 特定保健指導(被扶養者・任意継続組合員) 利用対象者 特定健康診査の結果、糖尿病等の生活習慣病の発症リスクのある40歳以上の者 自己負担 共済組合が負担するため自己負担なし	ヘルスサポート事業 助成内容 1人当たり1年度につき1回、健康増進に係る物資等を助成 助成対象者 事業実施年度の4月1日現在組合員で、当該年度内に対象年齢(満年齢)に達する者 対象年齢 30歳、35歳、40歳、45歳、55歳、59歳 ※ 短期組合員(任用期間の定めがある者)は、対象外 (請求により助成) 健康セミナー 健康をテーマとした体験型のセミナーを開催する (申込により参加)

	実施機関 次のいずれかにより実施 ・ 共済組合が指定した医療機関から利用希望者が選択 ・ 訪問型特定保健指導 実施内容 保健指導の専門的知識を有する保健師、管理栄養士等が、生活習慣改善のサポートを行う (共済組合より特定健康診査・特定保健指導セット券を配付)	
--	---	--

4 健康相談等

適 用	共済組合	互助組合
組 合 員 被扶養者	支部事業 心の健康相談 組合員とその家族を対象に、臨床心理士によるカウンセリングを行う 相談方法は次のいずれかによる ・ 面談相談（対面・オンライン） 希望する相談員に直接連絡し、予約の上利用する ※相談員の連絡先は共済組合静岡支部ホームページを参照 ・ 電話相談 開設時間 毎週日曜日 15:00～17:00 ※電話番号は共済組合静岡支部ホームページを参照 本部事業 教職員電話健康相談 24 組合員とその被扶養者を対象に、心と体のさまざまな健康・医療等の相談を 24 時間年中無休で行う 心の健康相談 組合員（その家族を含む）が直接申し込むことにより、臨床心理士による面接相談を行う 電話・面談メンタルヘルス相談 組合員とその被扶養者を対象に、臨床心理士による心の健康についての相談を行う L I N E メンタルヘルス相談 組合員を対象に、L I N E によるメンタルヘルスに関する相談を行う W e b 相談（こころの相談） 組合員とその被扶養者を対象に、メンタルヘルスに関することについて W e b 上で 24 時間相談を受け付ける 介護電話相談 組合員とその被扶養者を対象に、ケアマネジャー、社会福祉士による介護全般の相談を行う 女性医師電話相談 女性組合員と女性被扶養者を対象に、女性医師による女性疾患についての相談を行う 直営病院（関東中央病院）によるメンタルヘルス相談 組合員（その家族を含む）が直接申し込むことにより、精神科医、臨床心理士・公認心理師等による面接相談を行う ※ いずれの相談も相談料無料 ※ 利用方法は共済組合ホームページ組合員専用ページを参照	相談センター 組合員とその家族を対象に、さまざまな悩みを電話で相談に応じる 専門委員への相談が必要な場合は、無料で相談できる (法律相談・税務相談・メンタルヘルス相談 各 1 年度 1 回) 開設時間 月・水・金曜日 13:00～17:00 フリーダイヤル 0120-034-054 相続関係業務相談 組合員とその家族を対象に、相続に係る相談に応じる 相談窓口 ・ 三井住友信託銀行 ・ みずほ信託銀行 ・ イワサキ経営 マネー相談 組合員とその家族を対象に、ファイナンシャルプランナーが経済面等に係る相談に応じる 相談窓口 ・ FP 事務所 有限会社 aim

5 資金貸付

適 用		共済組合		互助組合	
組 合 員	臨時資金			臨時資金	
	一般貸付け	200 万円以内		生活資金	200 万円以内
	災害貸付け	200 万円以内		生活災害資金	200 万円以内 (被災したとき)
	医療貸付け	120 万円以内		オートローン	400 万円以内
	葬祭貸付け	200 万円以内		購入資金	200 万円以内
	高額医療貸付け	高額療養費相当額(千円単位)			
	出産貸付け	出産費又は家族出産費相当額(千円単位)			
	教育資金			教育資金	
教育貸付け	550 万円以内		奨学資金	大学 (大学院・専門学校) 月 2～10 万円 高校 月 5 万円以内	

	結婚資金 結婚貸付け 200 万円以内 住宅資金 住宅貸付け 組合員期間に応じて最高 1,800 万円 住宅災害貸付け 住宅貸付けに係る貸付限度額の 2 倍に相当する額 1,900 万円以内 在宅介護対応住宅(住宅災害)貸付け 300 万円以内 短期組合員が利用可能な貸付け 高額医療貸付け 高額療養費相当額(千円単位) 特別貸付け 給料の月額×3/10×残任期月数 ※ ただし 200 万円まで 出産貸付け 出産費又は家族出産費相当額(千円単位) 貸付金の単位は 10 万円 (指定のあるものを除く) (申込により貸付け)	教育資金 300 万円以内 結婚資金 結婚資金 200 万円以内 住宅資金 住宅資金 加入後 10 年以上 3,000 万円以内 加入後 10 年未満 2,000 万円以内 加入後 5 年未満 500 万円以内 加入後 2 年未満 300 万円以内 加入後 1 年未満 200 万円以内 (申込により貸付け) ※ 短期組合員 (任用期間の定めがある者) は、対象外

6 年金

適 用	共済組合	
組合員等	老齢厚生年金 厚生年金等の加入期間に応じて 65 歳から支給される年金	
	障害厚生年金 在職中に初診日のある傷病により障害の状態にあると認められたときに障害の程度に応じて支給される年金	
	遺族厚生年金 在職者、老齢厚生年金受給者等が死亡したとき、その遺族に支給される年金 (請求により給付)	

7 生活支援等

適 用	共済組合	互助組合
組合員等	福祉保険制度 ファミリー年金(組合員・配偶者) 万一(死亡・高度障害)の場合の年金の補完 傷病休職給付金(組合員) 傷病で休職した場合の収入減を補完 入院費用給付金(組合員・配偶者・子供) 傷病で入院したときの医療費自己負担の補完 特定疾病給付金(組合員・配偶者) 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)の保障 元気づくりサービスコース(組合員) 健康増進や生活習慣病予防をサポートするサービス (申込により加入) アイリスプラン 医療入院コース(組合員・配偶者・子供) 病気やけがによる入院、手術、先進医療などを保障 日常生活で起こるさまざまなケガ・事故・賠償の補償 年金コース(組合員) 公的年金を補完し、老後の生活費の準備 (申込により加入)	単身赴任者及びへき地学校赴任者日常生活用具貸出事業 貸出品 扇風機、こたつ、電子レンジ、ガステーブル、カラーテレビ、冷凍冷蔵庫、全自動洗濯機 ※ 衣類乾燥機 (へき地学校赴任者のみ) (申込により利用) 遺言信託業務斡旋事業 三井住友信託銀行、みずほ信託銀行の遺言信託業務を利用した時の手数料の割引をする (申込により利用) 相続関係業務斡旋事業 三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、イワサキ経営の相続、遺産整理に関する諸手続きを依頼した時の手数料の割引をする (申込により利用) 不動産斡旋事業 三井住友トラスト不動産、みずほ不動産の土地、マンション等の情報の提供及び契約が成立した時の手数料の割引をする (申込により利用)

8 厚生事業等

適 用	共済組合	互助組合
組合員等	教職員等生涯生活設計推進事業 (ライフプラン講習会) 組合員が在職中から退職後までを見据えた生涯生活設計を自ら設計することを支援するための講習会を開催する ※ 静岡県教育委員会・静岡市教育委員会・浜松市教育委員会・互助組合と共催して実施	生活設計事業 (ライフプラン講習会) 組合員が在職中から退職後までを見据えた生涯生活設計を自ら設計することを支援するための講習会を開催する ※ 静岡県教育委員会・静岡市教育委員会・浜松市教育委員会・共済組合と共催して実施 (悉皆研修)

	職場の健康づくり支援事業 所属所等が組合員の健康の保持増進を目的とした健康づくりやメンタルヘルスに関する講習会等を開催する際に費用助成又は講師派遣(共済組合が講師を決定・派遣・費用負担)を行う (申請により実施) 事務局職員球技大会事業 静岡県教育委員会事務局職員の健康保持・増進並びに精神面のリフレッシュや相互の親睦を図るための球技大会を開催する ※ 静岡県教育委員会と共催して実施 (申込により参加)	永年勤続者慰労事業 事業実施年度に満 50 歳に達する在会 10 年以上の組合員へ 1 万円相当の図書カードを進呈 ※ 短期組合員(任用期間の定めがある者)は、対象外 (申込不要)
適 用	共済組合	互助組合
組 合 員	共済組合電話相談 共済組合が実施している各事業(短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業)への理解を深めていただくため、さらにはお退職後においても安心して生活を確保できるよう個々の年金額、加入すべき医療保険制度等の具体的な相談に電話で応じる	

9 宿泊施設・レジャー・文化

適 用	共済組合	互助組合
組合員等	ベネフィット・ステーション事業 (株)ベネフィット・ワンに委託し、レジャー施設、リラクゼーション施設、宿泊施設、健康増進施設、介護サービス、結婚、出産保育、その他ライフイベントなど、140 万件以上のサービスを割引価格で提供 (Web 会員証の提示又は申込により割引) 公立共済やすらぎの宿 教職員の福利厚生のために設立された宿泊施設で、モダンな都市型シティホテルから、四季折々の情緒あふれる温泉宿まで ※ https://www.kourituyasuragi.jp/ (直接申込により利用) 公立共済メンバーズカード オリコゴールドマスターカード ・カード年会費無料(E T C カード年会費無料) ・公立共済やすらぎの宿利用割引券(ポイント交換) ・海外旅行傷害保険 ・ショッピングガード ・紛失・盗難時のサポートサービス 等 (申込により加入)	互助割(施設等組合員証割引) 民間のレジャー施設等と利用割引契約を結び、組合員の利用の便を図る (窓口等で直接利用) チケットあつ旋事業 ・東京ディズニーリゾート・コーポレート・プログラム パークチケット 1 枚につき 1 枚使用できる利用券(1,000 円分)を、組合員 1 人につき 2 枚幹旋 (申込により利用) ・ごじょ丸チケットサービス チケットぴあ又はローチケ biz+等で販売されるコンサート、スポーツ観戦、各種観劇券のあつ旋 (申込により利用) 施設等組合員証割引(互助割) 民間のレジャー施設、宿泊、カルチャースクール、結婚情報サービス会社、医療機関、スキー場等と組合員証提示による利用割引契約を結び、組合員の利便性を図る。 (互助組合員証提示により利用) 互助組合・教職員生協指定店 服・靴・メガネ・コンタクトレンズ等を割引料金で購入 (各指定店で直接利用) 正倉院展を観る会 講師を招聘し、正倉院展に関する講演を開催する (申込により参加) 鑑賞・観戦事業 貸切バス等により、歌舞伎・ミュージカル等の観劇やスポーツの観戦を行う (申込により参加) フィールドワーク 県内外において、自然・歴史・文化等の研修を行う (申込により参加) 舞台芸術公演 静岡県における教育文化の振興発展を図り、心に潤いを与え豊かな人生を送るために、文化・芸術性の高い舞台芸術公演を開催する (申込により鑑賞) 学校巡回公演 児童・生徒に文化的行事に接する機会を提供するとともに、地域住民も含めて地域文化の振興発展を図るため、スクールコンサート等を開催する

